

平成 28 年度

三浦市健全化判断比率等及び
資金不足比率等審査意見書

三 浦 市 監 査 委 員

浦監発第081702号
平成 29 年 8 月 17 日

三浦市長 吉 田 英 男 様

三浦市監査委員 長 治 克 行

三浦市監査委員 出 口 眞 琴

平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率等及び資金不足比率等審査
意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率及び附属書類を審査したので、その意見を次のとおり提出する。

平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率等審査意見書

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

比率区分	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
(1)実質赤字比率	— (13.36)	— (13.33)	— (13.35)
(2)連結実質赤字比率	— (18.36)	— (18.33)	— (18.35)
(3)実質公債費比率	18.3 (25.0)	19.0 (25.0)	19.2 (25.0)
(4)将来負担比率	177.6 (350.0)	184.3 (350.0)	190.6 (350.0)

(注) () 内は、各比率の早期健全化基準である。

(1)実質赤字比率について

実質赤字額はなかった。

(2)連結実質赤字比率について

連結実質赤字額はなかった。

(3)実質公債費比率について

実質公債費比率は前年度と比較すると 0.7 ポイント減の 18.3%となっている。

(4)将来負担比率について

将来負担比率は 177.6%となっており、早期健全化基準の 350.0%と比較すると、これを下回っている。

将来負担比率を前年度と比較すると 6.7 ポイントの減となっている。

3 意見

実質公債費比率について、平成 25 年度決算から継続して 18.0%を超え、起債にあたっては、依然として県知事の許可が必要となっている。この改善については、平成 26 年 9 月、当初の公債費負担適正化計画では、平成 28 年度の目標数値は 19.0%としており、順調にポイントを下げている。平成 28 年 9 月に更新した公債費負担適正化計画どおりに、平成 30 年度には 18.0%を下回るよう早期改善に向け努力されたい。

平成 28 年度決算に基づく資金不足比率等審査意見書

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された平成 28 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：％)

会計の名称	資金不足比率			経営健全化 基 準
	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	
(1)三浦市市場事業 特 別 会 計	—	—	—	20.0
(2)三浦市公共下水道 事 業 特 別 会 計	—	—	—	
(3)三浦市病院 事 業 会 計	—	—	—	
(4)三浦市水道 事 業 会 計	—	—	—	

(1)三浦市市場事業特別会計

資金不足額はなかった。

(2)三浦市公共下水道事業特別会計

資金不足額はなかった。

(3)三浦市病院事業会計

資金不足額はなかった。

(4)三浦市水道事業会計

資金不足額はなかった。

3 意見

いずれの会計についても資金不足額はなかった。しかしながら、公共下水道事業特別会計については一般会計から基準外の繰出金を受けてのことである。今後も資金不足額を出すことのないよう将来を見据え、計画的な経営に取り組まれない。